

平成19年8月 定例教育委員会 会議録

平成19年度塩尻市教育委員会8月定例会が、平成19年8月24日、午後1時30分、塩尻総合文化センターに招集された。

会 議 日 程

- 1 開 会
- 2 前回会議録の承認
- 3 教育長報告
 - 報告第1号 主な行事報告について
 - 報告第2号 9月の行事予定等について
 - 報告第3号 後援・共催について
 - 報告第4号 教育委員会関係条例及び規則等の改正(案)について
 - 報告第5号 平成18年度教育委員会関係決算概要について
 - 報告第6号 「全国短歌フォーラム in 塩尻」の投稿状況について
- 4 議事
 - 議事第1号 教育委員会関係補正予算(案)について
- 5 閉 会

出席委員

委員長	百 瀬 哲 夫	委員長職務代理者	丸 山 典 子
委員	岡 本 た ま	委員	村 田 茂 之
教育長	藤 村 徹		

説明のため出席した者

こども教育部長	赤 羽 修	こども教育部次長	樋 口 千 代 子
教育総務課長	加 藤 廣	こども課長	小 島 賢 司
生涯学習部長	丸 山 保	生涯学習部次長	神 戸 保
社会教育課長	白 木 進	短歌館館長	小 澤 潔
図書館長	内 野 安 彦	スポーツ振興課長	竹 原 次 男
男女共同参画課長	山 田 昭 文	人権推進室長	青 木 弘 貴

事務局出席者

教育総務課長補佐	横 山 雅 典	学校支援係長	羽 多 野 紀 子
教育企画係長	青 木 実		

1 開会

百瀬委員長 それでは、定刻になりましたので、ただ今から8月定例教育委員会を開催いたします。よろしくお願いいたします。

2 前回会議録の承認

百瀬委員長 次第に従いまして、2番、前回会議録の承認に入りたいと思います。事務局お願いいたします。

青木係長 前回、7月定例会の会議録につきまして、すでにご確認いただいておりますので、定例会終了後に御署名をいただきたいと思います。それから6月定例会及び臨時会分も合わせてご署名をよろしくお願いいたします。

百瀬委員長 ただいま説明の通りであります。よろしいでしょうか。それではよろしくお願いいたします。

3 教育長報告

百瀬委員長 それでは、次第3番、教育長報告に入ります。始めに教育長からお願いします。

藤村教育長 日差しも真夏の名残を残しているように感じますけれども、先日の雨でだいぶ吹く風も秋らしくなってきた感じがいたします。

学校の方も2学期がスタートしたわけですが、夏休み中、交通事故等が若干ありましたが、大きな事故等もなく子ども達にとっては有意義な夏休みが過ごせたのではないかと、各校長の方からもそのような報告でございます。

一点だけ少し御報告と言いますかお話をさせていただきたいと思っておりますけれども、昨晚、保育会の役員の皆さんと保育懇談を行いました。その中で、大きくは二つのテーマを設け、その一つとして「早ね早おき朝ごはん・どくしょ市民運動について」を取り上げまして、保育園の保護者の皆さんから御意見をお聞きしたところ、多くの意見が出されました。

あのような生活表を、6月、7月、8月とそれぞれ1週間分記録するという、それで1週間経ったところで親子で反省をする、というようなことをお願いしてきたわけですが、押しつけではないかとか、非常に大変だという声、それから8月分につきましては、ちょうどお盆の時期に生活をチェックするということになっていたものですから、お盆という特別な期間の中で生活のチェックをさせるということはどういう意味があるのか、意味がないのではないかというようなお叱りを受けたり、そのほか「早ね早おき朝ごはん・どくしょ」とは欲張りではないか、というような多くのご意見をいただきました。いろいろな意見をたくさん出していただけるということは、この運動に保護者としてきちんと取り組んでいただいている証拠かなと、そういう評価もできるということで、この運動をすすめている側にとっては大変ありがたいことだと感じたわけでありまして。

どの保護者の方も「早ね、早おき、朝ごはん、どくしょ」という基本的なことについては、非常に大事だという認識は持っていただけということも発言の中から感じたわけで、いただいた意見を生かしながら更に息の長い活動としてこれから先も続けていきたいと考えているところであります。

この運動の一番の主旨というのは、今子ども達が、いじめにしる、不登校にしる、あるいは学力低下の問題にしる、何かが起こった時にその場で対応するということを行っているわけですが、何かあったら対応するというだけでは根本的な解決にはならないの

ではないかということ。では、根本的なこととは何かと考えた時に、例えば学力低下の問題にしる、意欲の問題ということが言われているわけで、そういう意欲、何かに挑戦していくというものはいったいどこから生まれてくるのかと言うと、やはり人格が形成される子どもの時代に生活をきちんとして、あるいは読書というような全ての基本になるものをしっかり行う、そういうことがしっかり身に付いた中で、そういうもとになる生きる力といますか、意欲が湧いてくるのではないかと考えるわけです。やはり、こういう基本的な生活習慣、あるいは読書というような一番基になるそういうものをしっかりやることが、結局は遠回りでありながら基本的な解決につながって行くのではないかと、そういうことが国として運動をすすめていこうということではないかと、私は受けとめております。

この運動は、ただかけ声だけではだめだということで、具体的には生活記録表を作ったり、朝ごはんは、時間がなくてできなかったら簡単にできるものの例を示したり、あるいは本を読むならこういう本が良いですよというリストを紹介したりとか、具体的なことを通しながら、しかも自分の基本的な生活習慣が確実にできるような努力を積んでいただけると、そういうことの積み重ねが、やがてしっかり身に付いていくことになるのではないかと考えます。息の長い活動であるわけですがけれども、お母さん方の意見を聞くと、なかなか大変だから、押しつけられたような気分だからというようなこともあります。そこを乗り越えていただくことによって、子ども達の成長につながっていくのではないかと考えておりますので、今後この運動は更に反省を加えながら、また多くの人の意見も聞きながら、工夫して継続していきたいと考えておりますので、そんな点でいろいろご示唆をいただければと思います。以上です。

百瀬委員長 ありがとうございます。今朝の市民タイムスに、体操とCDができたと掲載されていましたね。

藤村教育長 この運動をすすめるための大変すばらしいテーマソング、また、それに合わせた体操も、専門家に頼むのではなくて仲間で作ったものです。これを各保育園、小学校、中学校に配布しまして、できれば朝家族揃って音楽を聴きながら体操してもらうことも良いと思いますし、小学校の運動会あたりで、家族子ども揃って行う競技もありますので、そういう中にこれを取り入れていただいて活用していただくとか、いろいろ工夫をしていけば効果が上がってくるのではないかと思いますので、そういうことも合わせながらこの運動を息長く続けていきたいと思っております。

百瀬委員長 ありがとうございます。

報告第1号 主な行事報告について

百瀬委員長 それでは項目に従いまして第1号から6号まで報告事項をお願いいたします。

第1号、主な行事報告についてお願いいたします。

加藤課長 <資料に基づき説明>

それではお手元の資料1ページをお開きいただきたいと思っております。資料1でございます。御覧いただいた通りでございますけれども、7月21日に「第13回短歌と書」という若山喜志子生誕120周年記念の企画展を行っております。

28日には「おもしろい形をした身近な昆虫」ということで、色や形におもしろい特長のある昆虫を中心とした特別展が自然博物館で開催され多くの方で賑わったということです。

29日曜日です。これにつきましては、市民体育大会が開催されまして2,500人

の参加ということで、開会式では体育功労者他顕彰者の表彰を行ったところ です。

30日ですが、夏休みを対象としまして信越情報推進懇談会というもの、信越総合通信局の、国の事業ですけれども、電波時計の組み立てということで中学生28名、小学生15名が参加し、市内からもおみえになっておりますけれども、ITの原点と言いますか、組み立てを行って興味のある方が今後こういうものに進んでいくというような一つのきっかけ作りを行ったというものです。

8月に入りまして、復元家屋への居住体験ということで、平出遺跡公園縄文の村で竪穴住居に宿泊するという、通常では体験できないイベントが開催されたということです。

7日でございますが平出展ということでございます。焼失家屋跡の出土品を展示、またパネル紹介をさせていただいたものです。

8日でございますけれども、イベントといいますか研修という内容でございますけれども、教職員を対象にした特別支援に関わる理解を深めるための研修会を開催したものでございます。

10日には友好都市袋井市との交流事業ということで、子どもが中心に小学生34名が力を合わせてカッターを漕ぎ、また茶摘みなどを行って体験学習をしてみました。

11日でございますけれども、夏休みのわんぱくの活動といいますか自然体験活動ということで、森の中での自然の素晴らしさ、火をおこし、マス釣り、ドラム缶風呂ということで、町場では味わえない自然体験を行ったというような状況が7月21日から8月24日までの教育委員会関係に関わる行事の報告でございますのでよろしくお願いたします。

百瀬委員長 ありがとうございます。前に教育委員会の中でこんな報告も欲しいという声がありましたので、今回から入れていただきましたが、何か質問等ございましたらお願いいたします。はい、どうぞ。

岡本委員 8月4日の復元住居宿泊体験について少しお聞きしたいと思ったのですが、今、博物館長さんがおられないのですが、よろしいでしょうか。

神戸次長 どんなことでしょうか。

岡本委員 これは、確か今年で2年目だと思うのですがけれども、参加人数とか、親子何組というのは去年と同じ規模でやったのか、それとも何日間か続けてやられたのか、去年と異なる取り組みがあったのかどうかをまずお聞きしたいと思います。

神戸次長 人数は昨年と同じです。広報で募集した人数と全く同じで、定員で締め切ったものです。

岡本委員 ということは、定員以上に申し込みがあったのですか。

神戸次長 昨年来ていただいた方がだいぶ参加してくれたということで、その方々もみんな受け入れたということは聞いておりますが、断った方はいないということです。

岡本委員 そうですね。とても良い取り組みだと思うのですが、親子と限ってしまうと、ほとんどが小学生とか小学校以下のお子さんとその親御さんが対象になってしまうと思うので、もう少し枠を広げて、例えば高校生や中学生のグループに親が一人入ってとか、あるいは完全に大人の方ばかりのグループでも参加できるとか、そのように取り組みを拡大していったらどうかと思います。私も、子どもが大きくなっていますので、少し興味があっても私くらいの年齢の人はこういった体験ができないわけです。ですから、やはり全市民的に取り組むのであれば、親子に限らずいろいろな人がそういう体験ができるように広げていった方が、より効果的で良い取り組みになるのではないかと思います。

神戸次長 わかりました。そのへんも踏まえて、博物館長とよく相談いたします。

岡本委員 よろしくお願ひします。

百瀬委員長 よろしいですか。他にございましたら。はい、どうぞ。

村田委員 夏休みということもありまして、連日色々なイベントがあるとあらためて感じています。これは結果の報告ということですから、それがうまくいったかかなかったかという感触をつかみたいということがありますので、共通的な指標といひますか、そういう意味では、参加人数あたりが横に書いてあると大体の規模的なものとかがわかるのではないかと思ひますので、よろしくお願ひします。

百瀬委員長 他にございますか。はい、どうぞ。

岡本委員 8月8日の特別支援教育教職員研修会についてなのですが、ここには昨年度から2年計画で実施と添え書きがあるのですが、これはどういう意味なのでしょう。

百瀬委員長 教育長。

藤村教育長 研修会場に人数制限があるので、一度にはできないのです。教職員が500人近くでしょうか。従って2年間で必ず1回は受けましようということ、これは人数の関係です。2日に分けてですから、合計4回同じ研修をやったということです。ただ、また年が経つと人事異動がありますから、2年間で一応全員というように考えてはいましたが、新たな先生もいるものですから、この研修は非常に大事な研修だと捉えていますから、とにかく塩尻にきた先生は皆、特別支援ということをしかり理解していただいた上で子どもの教育にあたって欲しいということで、来年度以降も何らかの形で継続をしていきたいと考えています。

百瀬委員長 よろしいですか。

岡本委員 私も8日に出席させていただいて、研修の内容がとてもまとまっていて、最近の特別支援教育の動きから始まって、発達障害からその子に関わる支援の方法とか、組織立った取り組みが大事であるとか、そういったことも系統立てて説明がありました。また、中にはただ一方的に話を聞くだけではなく、自分で体験してみるといった時間もあって、非常に充実した3時間であったと思ひますので、是非この取り組みを継続して、先程教育長がおっしゃったように塩尻にきた先生はすべて、事務の先生も含めてこういった研修を受けられるととても良いと思ひます。その中で、私の聞き間違いなのかも知れませんが、感想を述べられた先生の中に、小学校の先生であったと思ひますけれども、4月から2人の発達障害の子どもの担任になって色々大変であったけれども、今日話を聞いてとても参考になったというようなことをおっしゃっていた方がいました。そうすると1学期の間、この先生に対しては、発達障害について4月から7月までの4か月間は研修とかそういうものがなされなかったのかなと思ひたのです。そういう、始めて発達障害のお子さんの担任を持たれた先生に対しては、岸田先生のお話の中でも在籍学級の担任の先生の関わり方というのが大変大事であるというお話もありましたし、何も知らない状態で担任をされる先生はさぞお困りだったのではないかと思ひます。ですから、忙しい時期ではありますけれども、全教職員に向けては8月で良いかもしれないのですが、特に当事者になってしまった先生に対しては、4月か5月あたりにもう少し時間をかけ、先生と1対1の質問などができるような時間も含めて、こういう研修の場があれば良いと思ひたのですが、そういう場についてはどうなっているのでしょうか。

藤村教育長 確かにやるにこしたことはないし、必要だろうと思ひますけれども、ただ、特別支援学級というのは全ての学校にあるものですから、その担当の先生は特別支援教育についてはそれなりの見識を持っています。また、各学校でもそういう子どもに対する生徒

指導の研修会等もやっていますので、本人が本当に悩んでどうしたら良いかということになれば、校内でもそういう研修はできる状況はあると思っています。また、教育センターでも一つの業務として研修を行っていますので、そういう中に早い時期での特別支援教育研修を入れるということは可能であると思いますし、また、学校の状況等も聞く中で必要ならそういうこともできますので、検討をしていきたいと思っています。

百瀬委員長 補足ありますか。

赤羽部長 今御案内のように、この事業は元気っ子応援事業の一貫の中で、2年間で全ての先生達が出ていただくということですのですすめているのですが、たまたま岸田先生も喜んでいただけたのは、市教委でこういった研修会をやるというのは県ではめずらしいと言っていました。始めてで、殆どないようです。夏休み中でないと先生方に集まっていただくのは難しい状況なものですから、どうしても8月の休み期間に、それがたまたま元気っ子応援事業を始めて去年からということ。勿論こういった研修会事業は充実させていかなければならないし、保育園ですすすめている事業の子ども達が来年には早々にも入学するわけですから、その対応も含めて年ごとに充実させていきたいとは考えておりますので、お願いしたいと思います。

百瀬委員長 よろしいですか。

岡本委員 もう一点なのですが、そういった先生方に対する教育委員会としての統一的方向性を持った研修会というのは、塩尻市の教育を考えた時にとても大事なことだと思います。学校毎にそういう専門家の先生がいらっしゃってそういう研修ができるかも知れないけれど、学校の規模はそれぞれ非常に違いますよね。そうすると発現率が4パーセントから6パーセントで、概ね20人に1人そういうお子さんがいるとすれば、ある学校では10人、20人、ある学校では5人程度とか必ず違いがあるわけです。ですから、そういう意味でも広く物事をみるといっても、発達障害を広くみるという意味でもそういった困っている先生が集まってお話を聞く機会を是非とっていただきたいと思うのです。

また、発達障害とは離れるのですが、私が手話通訳をやっていて学校の通訳に行くこともあります。それで今まで感じていたことは、お子さんは聞こえるのだけれどもその両親が聴覚障害を持っておられる場合に、先生が聴覚障害の方に今までお会いしたことがないと、通訳がいてもそれは言葉だけのコミュニケーションになってしまいます。その一時的な通訳だけではなく、その聴覚障害の両親が子育てに対して、どういう問題点があるかとか悩みを持っているかとか不安があるかとか、聴覚障害の両親はどういう教育を受けてきたとか、そういったことをきちんと把握できないと担任の先生と聴覚障害の御両親のやり取りが表面的なものに終わってしまうということがよくありました。聴覚障害の両親にとっては聾学校の経験しかない方が多いです。そうすると普通の小学校、中学校に子どもを出すという経験がないものですから、余計に不安がります。実際にそういうことで色々ズレが起きてしまって、担任の先生に対する御両親の不信感につながってしまった場合もあるわけです。

ですから、保育園の保育士の先生も同じことがいえると思うのですが、そういったお子さんの両親に聴覚障害等を持っておられる方があったら、それを全市で拾い出して、そういったお子さんの担任の保育士なり学校の先生を集めて、本当に3時間位で良いのですが、基本的なところだけでも少し情報として先生の方にお伝えできれば、かなり改善されるのではないかと、本当にそのように思った事が何回かありました。ただ、一通訳者の立場ではそこまで踏み込むことができないので、いつかこういう機会ができれば、是非教

育委員会でやっていただきたいと思っていましたので、この前の研修会をみて先生達へのそういう研修の機会を作っていたらと思っています。これはある小学校の教頭先生にも少しお話したら、そういうことは是非やっていただきたいというようにお話をされたので、やはりなかなか現場の担任の先生には大変な面もあると思いますので、そういう研修会も企画していただけたら良いと思います。以上です。

百瀬委員長 いろいろな障害の種類がありますよね。ですから、いろいろ研修といってもなかなか大変なものもあると思いますが。

岡本委員 今も、そのお子さんは小学校にいらっしゃいます。お父さんとお母さんが聞こえなかったりとか、あるいは家族がそうだったりすると、家の中のコミュニケーションの面では随分違ったところがありますので、耳が聞こえないということはすごく忘れ去られがちなこと、心ない保育士の先生や担任の先生の一言で子どもが傷ついてしまって、それがトラウマになってしまうという話も聞いておりますので、十分に配慮していただきたいということがあります。

藤村教育長 実態をしっかりと把握していないと思いますので、少し一度しっかり実態調査をして、その上でまた必要な手立てを考えたいと思います。保育園、小学校も含めて少し調査が必要かもしれません。

赤羽部長 本人だけというのではなくて、それに関わる保護者の皆さん。そういう状況になれば、保育園、小中学校と合わせて、そういう皆さんのネットワークを作ったりして、情報交換ができたりすれば、それは保育園から小学校、中学校へとうまくつながってくる可能性も出て来ますので、その方も研究しなければいけないという感じはしています。

百瀬委員長 よろしいですか、他にございますか。

丸山代理 発達障害の話ですが、以前に久喜市で、情報の共有化のために発達障害の子ども達の事例を集めた冊子を作ったことがありましたけれども、塩尻市では例えばセンターの先生方とかを中心にしてそういうものを将来的に、研修も勿論大事なのですが、先程のお話のように先生も異動してしまいますので、塩尻市の中の事例だけでも来た先生がわかるようなそういう冊子ができれば、また少しは助けになるかと思うのですが、予定はございますか。

樋口次長 一昨日から、今年度の年中児の元気っ子相談を開始したところですが、1年やってみまして、今また応援相談にも入りまして、今日もまた医療相談を行っていますけれども、親に理解してもらうことがまず本当に難しいと思っています。そういうことは、やはり数年続けていけば市民の皆さんに理解していただけるのかなという期待をしておりますので、そういう中で将来的には事例集というものは作成していかなければいけないとは思っています。

百瀬委員長 よろしいですか、他にございますか。それでは第1号については終わりにしたいと思います。

報告第2号 9月の行事予定等について

百瀬委員長 報告第2号、9月の行事予定等について、お願いいたします。こども教育部関係から。

樋口次長 市議会9月定例会が始まりますので、委員長、よろしくお願ひしたいと思います。

9月8日ですけれども、午前9時「早ね早おき朝ごはん・どくしょ」市民の集いを開催いたします。午前9時15分開場、9時半からになりますので、今日市民タイムスに掲載され

ましたが、パパ友達のお父さん達が今一生懸命体操のリハーサルをして、その日が本番になりますので、御都合がつかましたら是非御出席をお願いしたいと思います。

定例教育委員会を21日金曜日午後1時30分から予定しておりますので、よろしくお願いしたいと思います。以上でございます。

百瀬委員長 生涯学習部関係。

神戸次長 またチラシの説明はその他で行いますけれども、9月2日にファミリースポレクフェスティバルがございます。それから図書館では最大のイベントになります図書館まつりが8日、9日の土日に、主は日曜日ですが行われます。それから資料の一番下の方ですが、第21回全国短歌フォーラムが29日に本番、30日が市内見て歩きを中心に両日行われますのでよろしくお願い致します。以上です。

百瀬委員長 以上ようですが、質疑等ございますか。よろしいですか。

村田委員 内容を少し教えて欲しいのですが、21日のサウンドストームinレザン、これはどんなイベントなのですか。

百瀬委員長 説明できる方、お願いします。

小島課長 FM長野とレザンホールがこの「サウンドストームinレザン」という催しを共催して大ホールで行うのだそうです。内容的には名前を忘れましたが、若者のアーティストが3人位来てやるものです。

村田委員 わかりました、ラジオで聞きました。中村あゆみと川嶋あいと、もう一人なんとかという。

百瀬委員長 よろしいですか、他によろしいですか。

報告第3号 後援・共催について

百瀬委員長 それでは次へ進みます。第3号後援・共催についてお願いいたします。こども教育部関係。

加藤課長 資料3の1、3ページでございます。こども教育部、教育総務課関係につきましては受付番号24、「自立への子育て」ということで自閉症こぶしの会から後援を要請され、8月6日に承認させていただいております。その下、第40回長野県英語研究大会が丘中で開催されまして、これも8月6日で承認させていただいております。みどりの郷音楽祭ということで小坂田公園こども広場を使いまして、実行委員長が東保育園の大野田さんということで、これも問題がないということで後援をさせていただいておりますので御報告いたします。以上です。

百瀬委員長 生涯学習部、お願いします。

神戸次長 4ページのスポーツ振興課と社会教育課は例年の後援と同様で別に問題のないものですのでお願いしたいと思いますが、ここに記載されていないもので、今週2件追加申請がありましたので、口頭で説明いたします。スポーツの関係で、一つは9月にJＣ旗、青年会議所の争奪少年サッカー大会、それから9月15日にシニアのソフトボール大会、第8回ですけども、この後援依頼がきて承認をいたしましたので、お願いをいたします。以上です。

百瀬委員長 質疑等ございますか、よろしいですか。

報告第4号 教育委員会関係条例及び規則等の改正(案)について

百瀬委員長 それでは報告第4号に入ります。教育委員会関係条例及び規則等の改正(案)

について、事務局から、課長お願いします。

加藤課長 それでは5ページ、資料 4を御覧いただきたいと思います。この中で最初に、塩尻市教員住宅管理規則の一部を改正する規則でございます。改正理由につきましては、教員住宅取り壊しに伴って、これは高出の黒崖地区にあった教員住宅でございます。老朽化に伴って取り壊したもので、6件を台帳から削除するというものです。また同表の中で塩尻町地区にある教員住宅の443番地1というのが443番地7ということで、当時塩尻町から合併以来、分筆また繰り返してきている中で、枝番が違ってしまったという部分です。これを正しいものに直すとものでございます。

2番の塩尻市教育委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則でございます。これにつきましては、塩尻市において、塩尻市行政手続等における条例が今回10月施行で提案されておりますけれども、9月議会で提案されたこの条例と合わせて塩尻市教育委員会が所管する手続についても同様な手続、インターネット等による電子申請等を行えるようにするというものでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。教育総務課につきましてはこの二点でございますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

百瀬委員長 引き続きお願ひいたします。

小島課長 3番ですけれども、塩尻市児童館条例の一部を改正する条例でございます。理由にございます通り現在洗馬児童館を建設中でございます。これの設置、名称と場所を規定するものでございますが、合わせて指定管理者を導入可能とするもので、条例で業務及び休館日、利用時間等を規定する必要がありますので、現在規則の中で定めている部分を条例で規定するものでございます。

4番は同様に規則の方でもそういった整合性を図る体制が必要になりますので、あわせて改正させていただくものでございます。

5番の塩尻市児童クラブ事業運営要綱の一部改正、これも児童館条例に指定管理者を導入することに伴いまして児童館の事業の中に児童クラブの運営を行うことができるように改正をするものでございます。

6番の塩尻市児童館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則、及び7番塩尻市子育て支援センター条例の施行期日を定める規則でございますが、現在吉田ひまわり保育園の空いた施設、旧保育園でございますが、そちらを、塩尻市の吉田児童館分館として、またその一部を東部子育て支援センターということで、現在改修工事をすすめております。それぞれの設置については6月議会の中で条例改正をしておりますが、その改正の際に3か月以内とした施行期日を、それぞれ平成19年9月25日と規則で定めるということになりますのでお願ひします。

百瀬委員長 ありがとうございます。以上7件ですね。質疑等ございましたらお願ひいたします。

丸山代理 児童館の条例の一部を改正する条例ですけれども、今回、指定管理者を導入可能にするということで、「市長が指定する指定管理者」とありますけれども、市長がもし代わった場合には、指定する方が代わるということもあると思うのですが、そのような危険はないのですか？というのは、指定管理者というのはなかなか難しいと思うのです。民間委託ですと、いずれ経費の問題が生じて、利用者が負担をしなければいけないというのが流れなのですけれども、どういう方にお願ひするかという時に、市長さんが指定するということは、どういった担保がつくのかと思ひまして、お願ひしたいと思ひます。

百瀬委員長 お願いいたします。

小島課長 指定管理者を変更する場合には、それぞれ所要の法人規模があるかとか、すでにそういった業務に対応しているかというような細かい審査を経て最終的には決めます。その決めた者について、市長が指定するという契約方法をとる形になります。

今回の場合は、現在予定しているのは、市の社会福祉協議会で受けていただける方向で今調整されております。ですから、そういった法人としての実績等を踏まえた中で指定していきますので、当然それから先、指定後の運営というのは順調円滑にいく必要がありますし、そういう中では間違いのない者を市として指定していくこととなりますのでお願いいたします。

丸山代理 わかりました。

百瀬委員長 何か、審査委員会、そういうものがあるわけですね。

赤羽部長 指定管理者に関わる審査会というものがあります。

百瀬委員長 ではほかにございますか。

私がこの場で言うのも変なのですが、今日午前中に予習をしていて気が付いたものですが、今回規則というものが幾つかありますが、これは教育委員会規則に類するものなのか、条例に付随する市長部局で定める規則なのか、そのへんが少し気になったものですからご説明ください。と言うのは、教育委員会規則だとすれば報告事項ではなく議題として提出していただかなくてはいけない、と思ったものですから。

小島課長 3番以降の児童館条例を含めてそれぞれの条例規則に関するものは、児童福祉法に基づくものでございますので、基本的には市長部局の、いわゆる福祉事務所の分野になります。そこで報告を今回は出していますので、お願いします。

百瀬委員長 それでは、1番2番の住宅管理規則等は、これは教育委員会規則になりますか。

加藤課長 御指摘のとおり、1番、2番につきましては塩尻市教育委員会の設置しているものでございますので、御指摘の通りこれは議題としてあげるべきものかと思えます。

百瀬委員長 そうすると、どうでしょうか。議事にこの際組み替えますか。そのへんを事務局で少し打ち合わせしていただきたいと思えますので、少し休憩をいただきます。

暫時休憩。

< 休 憩 >

百瀬委員長 再開いたします。事務局からお願いいたします。

加藤課長 大変混乱させて申し訳ございませんでした。2番につきましては、9月議会で条例議決を経た後、これに基づいて塩尻市教育委員会の規則として定めていく形になりますので、9月の教育委員会の席上で全文をお出しして議事でご審議いただきたいと思えます。今回は概要の説明ということで御理解をよろしくお願いします。

百瀬委員長 1番、2番についてですね。

加藤課長 1番についても、施行日が決まっているものではございませんので、本日につきましては、概要の説明のみということで、2番と同様にお願いいたします。

百瀬委員長 ということでございますが、皆さんよろしいですか。それでは、1番、2番については次回9月の定例教育委員会で議題として提案をしていただくということであります。3番以下7番までについては議会の議決事項である条例関連案件でありますので、今報告をいただいたということで、御了承いただきたいと思えます。

ほかに何かございますか、よろしいですか。それでは報告第4号については終わりました、第5号へ移ります。

報告第5号 平成18年度教育委員会関係決算概要について

百瀬委員長 平成18年度教育委員会関係決算概要について報告をいただきます。

加藤課長 それでは細かい資料であり、全文を細かく御説明させていただくと大変長くなります。事前に配布させていただいてありますので、それぞれの委員さんからの御質問を受けながらいきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

百瀬委員長 わかりました。会議通知にもそういうことで添え書きをさせていただきましたので、よろしくお願ひいたします。どちらの部局からでも良いと思いますので、質問事項ございましたらお願ひいたします。

岡本委員 質問ですけれども、1ページの一番上の人権推進諸経費のところ、松本人権擁護委員協議会負担金とその塩尻支部負担金と、二つあるのですけれども、これの具体的な違いというか内容がよくわかりにくいものですから、少し説明をお願ひいたします。

百瀬委員長 お願ひいたします。

青木室長 松本人権擁護委員協議会の負担金というのは、長野県地方法務局松本支局管内の市町村が全て、塩尻の協議会の方も入っている協議会がございます。ここに負担金としてその支払いの前年の10月1日の塩尻市の人口、全人口に3円をかけたものを負担してくれと決まっています、その分を松本協議会の方へ負担金として支出したものでございます。これによって松本人権擁護委員の協議会の事業を各市町村から1人当たり3円ずついただいで事業運営をするということです。

それからその下の塩尻部会に対する負担金は、今人権擁護委員さんが11名塩尻市内におられまして、この方に年間6千円程度で、それを11倍した73,700円ということで、年間の活動費として塩尻市が分担しているということでございます。ですからそれ以外の人権擁護委員さんの活動に対する負担というものは一切ございませんので、今、年に8回くらい人権相談だとか、学校の方へ警察だとか子どもの相談だとか言って相談日を開設したりして、だいたい1回当たり3人くらいの擁護委員さんが交互に出て相談業務をやっておりますけれども、全て手弁当で、この中でお茶代とかに使うくらいで、他には1人当たり年間6,700円位の金額ですから、それしかないということです。

百瀬委員長 よろしいですか。

岡本委員 はい、わかりました。

百瀬委員長 他にございますか。はいどうぞ。

丸山代理 4ページですが、4番に人権教育費というものがあります。人権教育推進事業の中で額が大きいのが集会所雨水排水修繕と集会所管理委託料なのですが、推進事業の中に施設の修繕費とかそういうものを盛り込んでいるのは、どういう関わりなのでしょう。

百瀬委員長 お願ひします。

青木室長 集会所と書いてあるのは、洗馬の原口の人権同和教育集会所でございまして、同和地域の皆様方が、一般の洗馬地域だけではなく、市民の他の方達も含めて年間225回ほどこの集会所を使っております。その中には、同和部落開放同盟の中南信事務所も中に入っています、中信地域と南信の皆さんが事務所としても使っておられるのですけれども、そこがだいたい年間二十数回です。また、一般にも舞踊だとか踊りだとか邦楽だとか、公民館や一般の集会所のように利用して、人権学習をする機会としても提供して、同和地

域の皆さんと一般の皆さんとの交流の場としても使用していただくということにもなっています。この集会所の玄関口が、大雨が降ると玄関の中にまで水が入りこむほど貯まってしまうものですから、そこの雨水排水対策ということで修繕したものと、集会所の管理については部落解放同盟の塩尻部会、これは世帯数が20世帯ですけれども、ここの塩尻支部長さんに委託をして、ガス代だとか電気代だとかそういうもののほか、庭に松が植えられたりしているものですから、そういうものの年間の管理委託をしていただいているということで28万円支出させてもらっております。

百瀬委員長 よろしいですか、他にございますか。一つ私の方から、9ページの上の方に古文書室運営諸経費というものがありますが、古文書の整理についてはこの古文書室で行っていただいていると思うのですけれども、古文書だけでなく市の公文書とかそういうものも保存するということが大事なことではないかと私は思っているのですが、塩尻市には現在公文書館のようなものはないわけですけれども、そのへんの見通しといたしますか、総合計画の中に少しそのような文言があったような気がするのですが、どうなっているのでしょうか。なぜ私がそのようなことを言い出したかということ、今、昔の榎川役場の部屋がだいぶ空いてきていて、その部屋の活用のこともどこかで検討していると思うのですけれども、市長部局の方で、そのなかへ是非この公文書館といたしますか、部屋なりそういうものを考えていただくことが大事ではないかと思っているのですけれども、そのへんについては岩垂先生あたりからそのような話はないのでしょうか、少し関連してお聞きしたいと思います。お金のことと少し離れますが。

白木課長 公文書館についてということですが、実は今日教育委員会の部課長が集まりまして協議をしたのですが、平成21年に交流センターができます。できますと図書館が空くわけです。図書館の跡利用をどうしたらよいかという話になりまして、その中の一つとして古文書室に少し行政文書も入れて公文書館というような構想も将来的にはあるだろうけれども、取りあえず私どもの方では古文書を入れる施設として、現在の図書館の閉架書庫、これを活用させていただいたらどうかと考えております。榎川にあります榎川の本で、村誌を作ったときの書類ですとか、塩尻市史も資料については地下にございますので、それくらいは十分に入るであろうと思います。それから行政文書については保存年限の切れたもので古文書に将来はなるであろうというものについては、受け入れるものとしては良いのではないかと思います。ただ、それを榎川の支所の跡利用とか、そのようなことでは考えておりませんけれども、そんな話をさせていただきました。ですから、古文書室を公文書館というような、私ども社会教育課とか岩垂先生の範疇では、松本にありますようなそういうことの方角性といえますか必要性は十分に訴えていきたいということで、取りあえずは平成21年に空く、現在の図書館の閉架書庫については使わせていただきたいということ、手を上げたいということの話は今日させていただきます。

百瀬委員長 わかりました、ありがとうございました。他に、はいどうぞ。

岡本委員 1ページの保育所運営費と、5ページの幼稚園振興諸経費との関連ですが、幼稚園振興諸経費の中に就園奨励費補助とありまして、所得基準該当者に対して個人にこれだけ補助をするということですね。それで、実際今幼稚園に通うお子さんと保育園に通うお子さんとで、家庭の負担はどれくらい差があるのか、だいたい同じくらいになっているのか、そのあたりのことを少しお聞きしたいのですが。

百瀬委員長 お願いします。

小島課長 幼稚園保育料は定額制でございます、若干上下しますがおおむね月23,000

0円位です。市の保育園の保育料は、所得による階層区分によって額が決まってまいりませんので、最低0円から最高は56,000円まで。手元に平成18年度の平均額を持っていないのですが、おおむね17,000円くらい、人数で保育料総額を割るとそんな見当になるかと思えます。従いまして保育料という部分だけを見ますと、幼稚園の定額制23,000円と保育園での平均17,000円と、若干開きがございます。

百瀬委員長 よろしいですか、他にございますか。12ページ、13ページの資料も関連で出しているわけですね。施設の関係、それから保育料の滞納の関係、奨学金の関係、これも一緒にということですね。はい、どうぞ。

丸山代理 12ページの生涯学習関連施設利用状況をざっと見ますと利用者数が増えていることは非常に良いと思いますが、利用件数が増えて利用者数が減って、使用料が増えているということは、収入が増えているので、負担が増えているのではないかと思います。なぜそのように申し上げるかといいますと、今度交流センターで会議室とかの部屋の貸出ということが昨日問題に出ましたけれども、既存の施設の利用状況とか利用料金を参考にして決めていくことになると思います。使用料の改正が昨年ありましたが、それによって使われている方々が、どのような御意見をもっていらっしゃるのかということの一つお伺いしたいと思います。使用料を変えていただいても、利用する方が良ければそれは問題ないのですが、借りにくくなっている方がいるとかそのような御意見がもしあるとすれば原因の対処をと思ったのです。そのことがおわかりになれば教えていただきたいと思えます。

百瀬委員長 そのへんについての何か考察はございますか。お願いいたします。

白木課長 この表では、平成17年度と平成18年度で、例えば総合文化センターでは利用者数が減ったということです。平成17年度で17万8千240人が17万2千200人になった。実は、これは、その年に選挙があったとか、アスベストがあって使えなくなったとか、それからまた、空調設備の改修工事があったから使えなかったというようなことで、使用形態について、必ずしも前年と同じ状況に保たれていないということで、多少開きがあるということです。ですから、私どもとすると、使われ方については現状でも足りないくらいということを感じておりますので、先ほどもお話ししましたが、庁内でも平成21年に交流センターができたあと、ここの施設、図書館の跡地をどうしようとか、それはやはり会議室にするのが良いのではないかと、いろいろな意見が出ております。それが、第1番には、利用形態が、使用頻度が高いということがあります。ただ、交流センターができて使えるようになった場合に、交流センターの実際の管理方法までは、まだ私ども、実際のところ伺っておりませんので、それがどのようになるかで私どもの会議室の使用の状況について予測出来るかなと思っております。私どもとすると、工事がなかったり、選挙で使っている会議室が空いたりしても、大勢の方が来て、空き状況が少ないという状況については変わらないというふうに思っています。

百瀬委員長 良いですか。それで。

丸山代理 実は、この伸び率から行くと、件数も増えているのですけれども、件数の伸びよりも使用料の伸びが大きいので、高くなったのかなというように思えるのですが。

白木課長 使用料が増えたということですか。

丸山代理 はい。

百瀬委員長 利用者が少なくなっているのに、使用料が増えているということですね。

白木課長 利用件数が伸びて、利用者数が少なくなったというのは、たぶんグループが細分化したということが一つの原因ではないかと思っております。細分化すると借りる件数が多

くなり、使用料が多くなるということですから、件数が伸びると使用料は伸びるということです。

丸山代理 そうなのですが、件数の伸びよりも収入の伸びが大きいので、単価が上がったのかなというように思ったのです。単価が上がって借りにくくなったのか、借りにくくというのはおかしいのですけれど、そういう苦情というのですか、借り手の側から高くなったねというような感想はありませんでしたかということです。

白木課長 総合文化センターも、登録団体ですとすべて無料です。冷暖房費のみの使用料ということが多くなります。あと、改正させていただいたのは、民間企業が使う場合には普通の2倍というような点です。ですから、この改正では、一般の方々の使用料を無料にした分、民間の会社等が借りてくれれば、使用料も概ね例年並みになるだろうと予想していたのですが、実際は平成16年から平成17年にかけては、見込みよりも実績が少なかったという状況がありました。しかしながら、平成17年から平成18年については、50万円程多くなっているということですが、なんと云ったら良いのか、使用する皆さん、利用者の会とか、そういったところでも高くなって困るという話は一つもありません。

百瀬委員長 よろしいですか。

丸山代理 はい。わかりました。

神戸次長 交流センターについては、昨日も会議を行ったと思いますが、会議室がいくつもあって、それを有料化にしようというような雰囲気です。しかしながら、こちらの総合文化センターの場合は、利用者登録をすれば冷暖房費以外は無料で借りられるのです。そうすると、有料と無料という点では、市民の使い方にアンバランスが生じると思いますので、そういうことがこれからの交流センターの検討の課題ではないでしょうか。

丸山代理 そうですね。わかりました。

百瀬委員長 ほかに、よろしいですか。

村田委員 平成18年度ということなのですが、これだけの資料で何か物申せと言われても言いづらいことがいろいろあって、結果にすぎないので、結果が書いてあるだけなのでこれでどうでしたかという態度で聞くしかないことなので、何を検討するのか良くわからない、質問するしかないというそんな程度の話ですよ。それで、いずれにしてもざっと眺めてみたときに、予算の話とかは、若干聞いていたのですが、ハード事業とソフト事業の比率のところでは額の単位が違います。これを、お金だけで事業のサイズや質を考えるわけではないのですが、何を意見を申して良いのか非常にわからない資料です。その中で、添付のほうは現実的な話でわかりやすいのですが、1点だけ教えてください。ここに載っている19ページの保育料の滞納のところなのですが、括弧の2番に、年度別というのがありますが、これの平成18年度がどうかということは、どこを見れば良いのですか。

小島課長 括弧2は滞納保育料という表現してありますけれども、いわゆる過年度分の保育料、平成17年以前の保育料を年度別に掲載したものです。括弧1の収入の状況というのが平成18年度でございます。一般的に保育料については、報道等でも話題になってはいますが、この右にある収納率99.15パーセント、これが平成18年度の通常の保育料の収納率になります。

村田委員 これは、金額率ですね。

小島課長 そうです。収入済額割る調定額で、収納率としております。

村田委員 そうすると、平成17年度と平成18年度の差を少し整理しますと、どうなりま

すか。

小島課長 平成17年度単年では、資料では前年度の収納率を98.71パーセントと記載してございますが、平成18年度は99.15パーセントということで、比較の中では0.4パーセント、平成18年度のほうが収納状況が良かったということでございます。

村田委員 当市においては、一般的に言われているような、未払いというか、そのへんは顕著ではないということよろしいですか。

百瀬委員長 そのへんはいかがですか。

小島課長 なかなか実際には難しいところで、先ほども岡本委員さんから保育料の話がありましたけれども、所得に応じて、あくまでも保育料は階層を設けて決定しておりますので、所得というところから見ますと、基本的には納められない保育料を課すことはありませんので、納められるべきものだと思います。ただ、この中では99.15パーセントでございますので、やはり納めていらっしゃる方、収入未済額の欄に42人という件数、件数は未納月数なのですけれども、42人のお納めになっていない方がいらっしゃる状況でして、その内容的には、やはり保育料に対する家計の中の優先順位が低い、どうしても車のローンとか、そういった遊興費を含めた方の優先順位が高くて、保育料のほうが低いということがうかがわれる点はございます。すべてではないですけれども。

村田委員 そういう事象はあるのだけれども、たとえば首都圏などで見られるような保育園の経営自身が危ぶまれるような状態にまでなっている、というような事態はないということですね。

小島課長 大雑把に申しますと、前の方の資料にあるとおり10億円からの費用をかけて保育園を運営しています。このうちの保護者に負担していただいている部分は、ここの調定額にございますように4億円だけですので、それ以外の部分は市税を含めた財源で補填しております。経営状態から言うと、もう少し負担の部分があっても良いかなとは思いますが、実際に今以上の負担ということでは、なかなかむずかしいところです。ただ、公立の場合は、運営どうこうということにはならないと思います。

村田委員 私立の保育園であれば、インとアウトが明解なのですが、市としては、運営補助が出ているということですね。

小島課長 担当課としては、それに甘えているわけではございませんので、保育料については厳しく行っています。

藤村教育長 松本市でもニュースになった未納理由については、塩尻市のこの42名の中身というのは、どうですか。本当に困って出せないのかどうかという点は。

小島課長 生活困窮かどうかということでは、概ね2割くらいは少し生活困窮部分もあるかなと考えられますけれども、7割、8割くらいは、だいたい家計管理ができていない保護者が多いという見方をしています。

藤村教育長 松本では、困窮で払えないのがほとんどだというような書き方をしていたが、もし8割もそうではないということになれば少し問題ですね。

小島課長 基準がとにかく前年所得で決められているものですから、基本的に生活困窮ということでは、前年に比べて今年は失業したとか、前年は勤務していたけれど今年は仕事をしていなかったというような明確な部分がなければ、そうそう納められないというようなことはないと思われまので、報道で見た松本市の部分については、どういう状況かはわからないというのが、私の感想です。

百瀬委員長 よろしいですか。はい、どうぞ。

丸山代理 平成12年度から平成17年度までを見ていきますと、それまではゼロだったのが急に増えてきています。それは、たとえば組織、子ども教育部に組織が変わってきたりしてきたことなどに関わりがありますか。それとは関係がないですか。

百瀬委員長 これは、平成11年度までの滞納は、整理されたということですか。

小島課長 平成18年度までは、お手元の資料にありますとおり、例えば昭和60年に保育園にいらした方の保育料の未納分を、会計上、いわゆる滞納金繰越分として、その年に納めていただければその年の収入として扱いますよ、ということでやってまいりました。それについて、下の表に括弧してある収入済額がありますけれども、この下に説明として不能欠損額となっておりますが、平成18年度のここで11年度分までを歳入の欠損扱いとして削らせていただくものでございます。

百瀬委員長 そうすると、これはゼロになってしまうわけですね。

小島課長 そうです。したがって、今年はそういった年でございますので、括弧書きで数字が残りますけれども、来年のこの資料では、ゼロとなります。

百瀬委員長 11年度以前はゼロとして表記されると、そういうことですね。

小島課長 保育料は、時効で申しますと5年が時効年限ですので、5年で基本的には時効になってしまいます。時効の中断がきちんとされていれば、こういった古いものの徴収も可能なので、時効の中断を、市としてどんな書面を持って催促しているかということ、催促がきちんとできていることが明確であれば、その都度時効を中断しながら徴収できますが、なかなかうまく確認が出来ないということもあって、平成18年度の決算部分で300万円ほど、大きな額ですけれども、欠損扱いさせていただいたというものでございます。

赤羽部長 この表では、平成12年、平成13年は若干未納分が残りますが、全くゼロになる平成11年以前については、来年はこの表からなくなってしまうということです。

百瀬委員長 あとはよろしいでしょうか。これについては、今度の9月の定例市議会に、決算書の資料として提出されるということですね。

加藤課長 はい。そうです。

報告第6号 全国短歌フォーラムin塩尻の投稿状況について

百瀬委員長 それでは、報告第5号が終わりまして、第6号全国短歌フォーラムin塩尻の投稿状況について、お願いいたします。

白木課長 第21回全国短歌フォーラムin塩尻の投稿を締め切りました。8月10日現在でございますけれども、実際の投稿は7月30日が締切日だったと思います。当日消印有効ということで、8月10日現在ですから、ほとんどこれで終わりになるかと思えますけれども、第21回は投稿者数が前年度よりも118名減りまして、1,585人ということになりました。投稿数については、自由題と題詠歌の2つでございまして、昨年よりも135の歌の数が増えたという状況です。参加申し込みについては、市内、県内、県外ですけれども、おのおの比較でございますように、市内が23、県内が36、県外が26、合計で85の、これは申込数ですけれども差がございました。参加申し込みというのは当日の短歌フォーラムに出席したいという方の数です。みてある記については、これは申し込み時点の数でございまして、昨年は86人、実際にご参加いただいたのは、昨年の実績では66人でございますけれども、今回のところは21回大会は48人の方が、みてあるきに参加したいという予定になっております。今回は、交流歌会については実施しないということで、これは、時間がとれないということです。投稿者数の減の要因の分析なので

すけれども、昨年1,703人ということですが、19回大会が1,697人ということで、1,700人を割って、それから20回大会が6人ほど増えましたので、19回大会が底打ちではないかと思っておりましたが、どうもその考えが甘かったのではないかと感じております。と申しますのは、20回大会が記念大会ということで、講師が5人と増えた中で、たくさん応募していただけたのではないかとということと、記念大会として日本歌人クラブとのタイアップ事業があった関係で、県外の投稿者数が、かなり去年は多かったというようなことで、1,700人のラインに登ったのではないかと、そんなことがありまして、今回そのあたりのところが減ったのが大きな要因ではないかなと思っております。今までの経過は、16回大会のときの投稿者が2,894人でしたが、17回大会はそれから664人の減、23パーセントも落ちてしまったという状況がございまして、それから毎年のように500人程度、その次の18回大会は513人落ちましたので、やはり23パーセントずつ落ちたという、そのようなことで来ておりました。今回のところは、次年度に向けてどうしたら良いかということの反省の中では、募集要項の発送時期について少し遅かったのではないかとということで、22回大会以降については、21回大会が終わったらすぐに22回大会の募集要項とか、お題を決めるとか、そういうことの発信を全国にしていくのが良くないかというような話。それからインターネットへの投稿、記載をもう少し早くすべきではなかったかというような反省をしております。ただ今回、小、中、高の学生の関係についてはまだ投稿締め切り日が9月7日ということでございまして、現在のところ、そちらの集計をございません。これについては、12月1日に開催をするということで、今年は2回開催するというにしておりますので、そちらの動向を見ながら、また22回大会へ向けて工夫をしながら考えて行きたいと思っております。ただ今回の記念講演会の講師につきましては、ここに書いてございますように、齋藤孝さん、明治大学の教授で「声に出して読みたい日本語」という本を出されている先生に来ていただくということでございまして、こちらについては電話等でも照会等がございまして、あとは当日いかに人を入れていくかという工夫をしていきたいと考えております。ちなみに、齋藤孝先生の演題ですけれども「身体と日本語」というような題で講演をいただく予定でございます。以上です。

百瀬委員長 この件につきまして質疑等ございましたらお願いします。

村田委員 リピート客をどう対応していくかという一般的な話なのですが、たとえば今年は9月29日に実施されるのですが、来年の日程というのは、今のこの段階ではお話できませんか。

白木課長 一応、講師の先生方にお話をしてございまして、ただ岡野の先生からの来年の予定についての確約はいただいておりませんが、一応来年は9月27日という予定をしております。

村田委員 たまたま知っているイベントの中で、サイトウキネンの場合は、来年の開催日がもう決まっていて、プログラムは別ですが、きちんとお伝えすることができます。もう一つは諏訪工業メッセでしたか、あれも今年来たときには来年の日程はすでに伝えられます。ですから、短歌フォーラムにいらっしゃる方々というのは、ある意味で固定の方が多いのではないかなと推測する中で、そのへんをアナウンス出来るということは、非常に重要なことだという認識でおりますので、ご検討いただければと思います。

白木課長 今まで、最終選考会が9月の半ばにございまして、そのときに最終確認を選者の先生方としていたということがございまして、そんなことで大会当日のアナウンスは、ペ

ーパーではないけれども行っておりましたが、今回は、委員がおっしゃいましたとおり、22回大会についてはあらかじめお知らせしたいと思います。もう一点ですが、昨年は20回大会までお願いしてきた選者の先生方が変わるのではないかと、辞めたいと言い出すのではないかとということも考えられましたので、翌年の予定をお伝えできなかったということもございましたので、来年は先生の御意向を伺う中で対応したいと思います。

丸山代理 ここにパンフレットがあるのですけれど、実は、昨年、みてある記をもっと積極的にという話があったような記憶がありますが、今年も人数が少ないので、もっと多くの方に塩尻市内を歩いていただけたら良いのではないかとと思うのですが、これを見ますと、みてある記という言葉だと、歩かなくてはいけないのかと、年配の方々はどのように思うのかなということです。それから、一般的にツアーなどはもう少し具体的に日程を書いてあるように思います。ですから、もっと興味が持てるようなかたちの案内であれば、写真だけではなくて、行ってみようかなという方がいるのではないかと思いますので、そのへんをもっと検討いただけたら良いのではないかと思います。

岡本委員 投稿者数とか参加者数も気になるころなのですが、年齢構成も非常に問題になってくるのではないかとと思うのです。小、中、高と塩尻の子ども達が短歌を作って、レザンホールの前に貼りだしているということをやっていますが、その子ども達が大人になったときに投稿出来るような塩尻の短歌フォーラムであってほしいと思っています。全国の短歌愛好家の方達、毎日短歌に親しんでいる方、言い方がおかしいかもしれないですけども短歌マニアの方だけではなくて、一般市民の人達も気軽に投稿出来るような、そういう短歌フォーラムの方向にもっていけないかなといつも思っているのです。それには、たとえば若い人達が応募するには参加料が金額的に高かったりとか、そういうことを感ぜますので、若い人達にターゲットを当てるのであれば、思い切って20歳代の方達は半額にするとか、そういったことで何かこう年齢構成を少し若いほうに持ってくることはできないでしょうか。

白木課長 短歌の投稿者の平均年齢は、昨年は71.93歳です。これはもう毎年毎年上がっているのが事実です。ですから、もう若くはならないのではないかとということも思っております。今回、12月1日に学生の部を行いたいというのは、一般の部とは違った形で、子ども達のより身近な題材を取り上げたいと考えたものです。それが将来的に一般の部への投稿に繋がれば良いのではということで考えたのが、今年のフォーラムのやり方でございます。それから、投稿料の1,000円をどうしようかということで、今の委員さんのお考えのように、安く、半額にすればとか、無料にすればということも、私どもも実行委員会の中でも意見がありまして、特に検討委員会の中では、タダにすれば良いのか、お金を払ってでも自分の歌について批評をしていただくことが大事なのではないかという話がありました。私どもも、そこをどう考えたら良いのかということで、現在は、投稿が1,000円、冊子代が1,500円、両方で2,500円なのですが、馬場先生などは冊子込みで2,500円を投稿料にしたほうが来るよ、とおっしゃいましたけれども、私どもはそんなに高くしたら絶対に来ないなというように思っていますので、では2,000円か、それとも冊子の質を落として1,500円から2,000円の間でどうかとか、はたまた、投稿料を無料ということもあり得るのかとか、いろいろ検討をしてみたいと思っております。なかなか投稿料の無料化については、歌を作っている方々の反発とございますが、すごくレベルが落ちた大会になるのではないかと懸念される方が多くいらっしゃいますので、少し難しいということがあります。また、短歌の年齢が上がっているのは、

塩尻ばかりではなくて全国的な傾向だということは、先生方もおっしゃっていて、私どもは、投稿者数が減るということについてはすごく神経を使うのですが、先生方はそれは全国の傾向だから仕方がない、少子化時代だし人口も減少してくるのだから当たり前ではないかと簡単に言うのですけれども、私どもは何とか増やして行きたいと思っております。塩尻の子ども達の例をあげさせていただくと、おそらく塩尻で短歌を習ったお子さん方は、どこへ行っても短歌についてはかなり身近に感じられているのではないかと思います。これは岡野先生からも、以前新聞記者で若い子が来たのでよく聞いてみたら塩尻出身の女性記者で、私も塩尻短歌フォーラムに出していたからという話をされてとてもびっくりしたというようなことも聞いています。市役所の中でも、若い人、私の課にも女性職員がいるのですけれども、短歌を詠むことについては、今年、課を挙げて勉強会を開いたときには、意外に若い職員のほうが作ることの抵抗感がございました。ですから、それはやはり20回のフォーラムの蓄積ではないかなと思っております。

百瀬委員長 はい。ありがとうございます。今までも、いろいろ検討をされて、やっていただいていると思うのですけれども、また更にいろいろな意見を聞いていただきたいと思います。よろしいですか。あと残る議事は1件ですので、このまま引き続き続けたいと思います。

4 議事

議事第1号 教育委員会関係補正予算(案)について

百瀬委員長 はい。では、4番議事に入ります。議事1号、教育委員会関係補正予算(案)について、事務局の説明を求めます。

樋口次長 それでは、まず教育総務課の1番上の行、やさしい就学フォローアップ事業について御説明させていただきます。県の事業がこの9月を持って終了するということと、特別支援教育を進めていくための交付税措置がされたということで、塩尻市で独自に2人の先生を採用いたしまして、特別支援教育を推進していきたいというものです。木曾檜川小学校につきましては、県の事業が9月末で終わることに基づくものです。また、塩尻西小学校につきましては、県下2教室のうちの一つとして、新たな特別支援教室が設置されておりまして、秋から順調に軌道に乗る気配がございますので、こちらにも1人特別支援員を配置したいということで、2名の特別支援員をお願いするものでございます。

加藤課長 続きまして、小学校英語活動サポート事業でございます。総事業費、補正前につきましては2,100万円余の金額でございますけれども、県事業としまして、東小学校が拠点校ということで102万円余の事業費が入ることになり、これにあわせて事業費42万円の増額補正とさせていただきます。その中で国際理解活動の推進事業を行っていくということでございます。一般財源は60万円減額させていただき、既存の事業に充てていくものでございます。また、小学校施設管理営繕費でございますが、これにつきましては、桔梗小学校給食室のボイラー、昭和62年に設置のものが水漏れでいつパンクするかわからない状況でございますので、この夏休み期間中に、冬に備えるということで補正をするものでございます。160万円余でございます。中学校管理諸経費につきましては14万1千円の増額でございます。これにつきましては、広陵中学校の日本語支援職員ということで、主にブラジル、ポルトガル語です。これにかかわる県の加配が、この9月末をもって終了するものでございます。今まで支援してきて、ここでポンと切ってしまうわけにはいかないという中で、市費によって今後も継続するという部分の臨時職

員賃金でございますので、よろしく申し上げます。

小島課長 続いて申し上げます。5番の子ども課、元気っ子応援事業、補正額28万円でございますけれども、本年度いよいよ個別の支援をしてまいりますので、そのための医師の謝礼でございます。6番、委員報酬の9万4千円の補正でございますけれども、現在作業を進めております有害図書類等の自販機条例、これに関しまして青少年問題協議会で審議を進めるため、回数を2回増やして、その分の委員報酬を増やすものでございますのでよろしく申し上げます。

樋口次長 7番の家庭教育室ですけれども、元気っ子応援事業が国の発達障害総合支援モデル事業として平成19年、平成20年の指定を受けましたので、それに基づきまして協議会を設置いたしました。協議会の委員報酬とそれにかかわる費用弁償、また自動車借上料につきましては、医療相談をお願いしています医師が現物給付でお願いしたいということですので、送迎に伴うタクシー代でございます。

白木課長 8番です。総合文化センター管理諸経費でございますけれども、これにつきましては、3階図書館の冷暖房設備、ボイラーの灯油の配管です。7月1日から冷房を使いますので、毎年行っている気密漏洩試験を6月7日に行ったところ、どうも圧がかからないので、穴があいているのではないかという指摘がございまして、急遽、新しい管を回す改修工事をするようになりました。広域消防局に相談したところ、大事になってしまいました、当初地下埋設を地上埋設に変えるだけの考えでいたのですが、どこで漏れているのか、どこに穴が空いているのかの確認をしてから工事をしなさいということで、2番目にあります油配管漏洩探查工事19万2千円が余分になってしまいました。また、ちょうどこの頃、東京の渋谷区でメタンガスの爆発事故がございましたので、灯油管も錆びて穴が開いているのであれば、ガス管も検査したほうが良いのではないかと行ったら、やはり穴が開いていたということがございまして、配管改修工事、探查工事、ガス管の改修工事、あわせて88万1千円をお願いをするものです。実際には、7月の冷房が入る前にやらなくてはいけない工事でございますので、すでに工事は終わっております。財政課とも話をしまして、9月補正によって充当するというところでお願いするものです。以上です。

竹原課長 9番お願いいたします。体育施設整備事業です。総合グラウンドと、隣接しております屋内ゲートボール場を使う皆さん方の駐車スペースが、現在、19号線沿いの総合グラウンドの南側しかございません。大会が重なってくるような場合、また、車に多く乗ってくるような場合には、とても足りないということで、先般もございましたが、大量の車が来て西側の駐車禁止の道路に止め、警察まで呼ぶような、ひどい状況であります。毎年このような話が続けていたので、西側の道路に隣接している地権者の方と話を進め、その方と一応話がまとまってきておりますので、ここでその土地をお借りして、駐車場に整備をしたいというものでございます。時期的なものでございますけれども、春から葡萄の剪定、そして梨の摘花等を進めてきて、ここで穀物として実が出来上がる時期でございますので、それらの収穫を待って9月に補正予算を上げ、11月くらいから整備にかかっていったらどうかということで今の時期になっているものでございます。ただ、形状が三角土地でございますので、これを出来るだけ有効に使えるように、また、隣接の宅地とは境を取りながら進めていきたい、そんな配慮をしながら進めていきたいもの、以上です。

百瀬委員長 歳入は、先ほどの国と県の補助金等の関係ですので、説明いただかなくてもよろしいですね。質疑等ございましたらお願いいたします。

岡本委員 9番の駐車場ですけれど、現在は何台くらい停められていて、今回増やすとそれが何台くらい停められるのですか。

竹原課長 現在の駐車スペースは、だいたい80台くらいです。南側半分と北側の半分で、真ん中は通路となりますので、概ね80台くらいになります。今回整備する土地でございますが、だいたい100台くらい、取り方にもよりますし、多少の差はございますけれども、100台くらいは可能かと思えます。それだけ用意すれば、どうにかいけるかなと考えています。実際のところ、それだけ整備しますと、今まで以上に使いやすく、また今以上の大会も出来るのかな、というような良い面にも考えられますので、ぜひ議会でもお認めいただきまして進めたいと考えております。

岡本委員 確認しますが、180台になるのですか。

竹原課長 実際に、数字的には180台でございますけれども、国道側はどうしても今、道の駅的に使われているところがあります。あそこに公衆トイレもございますので、一般の人達があそこに来て、特にこういう炎天下ですと、暑いときは休むこともあるようです。朝から大会の車が入ってしまえば、そういうことは不可能かもしれませんが、昔からそういうような利用もされている場所ですから、180台絶対大丈夫ですよとも言い切れませんが、現在よりは非常に使いやすくなるのではないかと、こんなぐあいに考えます。

百瀬委員長 ありがとうございます。ほかにございましたらお願いします。ございませんか。ないようですので、この補正予算案につきましては、これを議会に提案するということとなりますが、お認めいただけますか。はい。それでは議事第1号につきましては、原案どおり承認したいと思えます。

5 その他

百瀬委員長 では、次第の5番、その他に入ります。何かございますか。

丸山代理 今の補正予算は承知いたしました。実は、今年何校か主幹主事の先生方と学校を回りまして、各学校からそれぞれ施設の不備についてのお話をたくさん伺いました。たとえば市P連では、各学校の代表者がすべての学校施設を回って、どこの施設が大変かというようなことをお互い納得しあって改善をするよう陳情を行っていますし、たぶん校長会や教頭会からも出されているかとは思いますが、私が見ていても雨漏りの状況がひどかったり、外壁が剥がれて落ちてしまったり、廊下側の窓ガラスが透明であれば中の子ども達の様子が見えて安全だというような現場サイドの話を伺ってきますと、どこでそれをお願いしたら良いのかというように思いましたので、今この補正予算を見まして、私も少しタイミングを逸してしまった感もありますので、事務局の方では、そういうお話をどう伺って、反映していくのかということをお聞きしたいと思います。

加藤課長 これにつきましては、今、私どもでは集中管理で施設管理を行っております。緊急性のもの、経年変化による根本的、抜本的に改良しなくてはいけないもの、いろいろございますけれども、当然、優先順位を付けなくてはいけないわけですが、今委員さんがおっしゃるような外壁が剥がれて下を子どもが歩いたときにもし落ちれば死んでしまう、怪我をするというような部分は緊急性があるということで優先順位を高めてすぐ行う。または、ガラスが透明であるかないかというのは、これは昔、いろいろなお話を聞いていると論議されています。授業がそのまま見えてしまうから見えないほうが良いとか、人によっては見えたほうが安全で良いとか、いろいろございまして、これについては優先順位が若干落ちているという部分がございます。それぞれ現場に入りながら、すぐやる、やらない

のお知らせをし、校長先生から日報で、どこどこが壊れたというように、または子どもが壊した、実際に壊そうとして壊したものについて、ガラスだとか、こういう部分は子どもの保護者にもご負担いただくという基本線を持ちながら、公費の無駄遣いにならない形で進めさせていただいているものでございますので、若干遅いではないかと、いろいろあるかもしれませんが、御理解をお願いしたいと思います。

丸山代理 学校によって、すごく差があるということは行ってみなくてはわかりませんでしたので、そのようにまた優先順位を付けてやってくださるといのがあれば、お願いをしてやっていただきたいと思います。

藤村教育長 学校の要望は、いろいろな形で受けているのですが、今のように学校訪問をしたときに直接訴える場合もあるし、正式な組合への要望があって、子どもが面と向かって対応するという場面もありますし、緊急の場合は直接学校から教育委員会に連絡があります。いろいろな形で要望を受けとめる機会がありますので、今言ったように、優先順位を付けまして、緊急の場合は、たとえば檜川小学校の教室が暗いという場合には、これはやはり子ども達の健康の問題に直結しますので、これはもう迅速に対応をしたいとか、予算との関係もあったりしますので、優先順位を付けながら対応しているというのが現状です。

加藤課長 あと雨漏りだとか、そのへんのところでは、例えば、ある中学校では雨漏りに伴って電圧低下で照明が切れたということがあり、原因の雨漏りまではわかるのですけれども、どこが原因かまだ解明出来ない状況です。そのときにすぐ電気屋さんを手配して飛ぶようにして行っているのですけれども、全部やってしまうわけにはいかないですから、つかめない状況です。また、別の中学校の体育館の雨漏りとかは、雨樋の管理が悪くて葉っぱが詰まって、それが誘い水になって、上から染み込んだとか、いろいろな原因があり、なかなか抜本的にやれる部分、管理不足による部分等々、いろいろあるものですから、そんな部分を含めて最小限の予算で最大の効果ということでやっておりますので、申し訳ございませんけれども、よろしくをお願いします。

岡本委員 有害自販機の規制条例について、先週でしたか新聞に、反対派市民の会のメンバーが4名集まって、という記事があったのですが、当然そういう意見の方が出てくるといことは、むしろ良いことかなとは思っております。ただ、その1人のメンバーの方は、市青少年問題協議会のメンバーの一人でもあるということで、その反対されている理由が、「表現の自由を侵すことにはならないか」ということなのですが、それについて市長は、「有害自販機の販売にのみ限定する規制であるので、表現の自由と抵触することにはならない」と答えているように新聞で見ましたけれども、そのあたりのところが、今協議会の中ではどういう動きになっているのか、新聞の記事を見るだけでは少し議論が噛み合っていないような印象があったので、もう少し詳しいことがわかれば教えてもらいたと思います。

小島課長 4人の方の報道があったのですけれども、基本的には表現の自由に係る部分で、やはり問題があるという見方をされています。子どもが現在進めている自販機の条例の、いわゆる表現の係る部分の問題点については、平成元年の最高裁の判例の中では、表現の自由の侵害に当たらないという判断がされていますので、それに基づいてこの条例化の規制についても表現の自由の侵害にならないという立場です。ただ、4人の中のお一人とも話をさせていただきましたけれども、市民を、罰則をもって規制するというような、大きな意味合いがありますので、表現の自由については第1次的には疑問があるというお話です。市の条例で規制しなければならぬものかどうかということと、そこまでのいろいろ

な付随する論点でお話がありました。それぞれ、今回の条例化につきましては、現状と子ども達への影響が心配される部分、これをベースに必要性があるということを見込みながら条例化を推進しておりますので、特に表現の自由とか、そういう根本的なところによくと触れる、触れないという部分では、市民がそれをどう見るかによって、たとえば恐怖心ですとか、心配される気持ちだとかという点では、だいぶ温度差があるなというように考えています。今回、協議会のお一人が入っていらっしゃるのですけれども、基本的には、これらの4人の方を含めて広く市民の方に呼びかけをして、一緒に考えましょうというような意見交換の場を、議会終了後にでも、なるべく早く開催したいと考えております。その中で御理解いただければありがたいですし、出来る限り説明をさせていただきたいということです。

村田委員 表現の自由のところの認識と言いますか、そのへんが非常にグレーで、私自身はまだ良く理解していないところがあるのですけれども、今回の条例化というストーリーの中で、それをどうこう言うわけではないのですが、いろいろな市民サイドから見たときの、いろいろな被害を受けるみたいな形での、迷惑防止条例型というのがありますが、ああいう形でのご検討はとれないのでしょうか。

小島課長 先ほども少し触れましたけれども、罰則を設けて市民を規制するという趣旨の条例です。そういった趣旨で条例を制定するという考え方に立ちますと、規制は最小限で考えていきたいというのが今の自販機条例のそのものの考え方です。そういう中では迷惑防止条例的な、ある程度拡大した間口のなかでは、そういう考え方も成り立つのですけれども、今回の条例化では、青少年の健全育成に自販機が良くないものだという、そこだけを見ておりますので、自販機による有害図書類の販売の規制という部分だけに留めたいという考え方です。反対されているお一人の方は、現に子ども達への影響は具体的なものがないではないかというようなお話をされたりとか、条例を設けて現在60台近くあるものがゼロに向かって行くのかという実効性の問題とか、いろいろな側面でお話をされました。表現の自由についても、私は、あそこで販売されている図書類は表現の自由で守るべきものかどうかという部分で疑問もあるのですけれども、ご心配される方にとっては、市がそういう規制を設けることによって、その時々、たとえば市長が変わる、議会構成が変わる、こういう中でどんどん拡大解釈、拡大改正されて膨らんでいき、表現の自由が脅かされるのではないかというような見方をされています。とにかく先ほども言いましたけれども、今回は最小限の規制で考えて、実効性を高めて行く、効果があるものにしたいと考えています。

村田委員 表現の自由のところですが、今のお話で、出版をするということはやっているわけなので、その販路ですよね。販路を絶つというものですから、そういったもので表現の自由問題になるのかなというのは、少し疑問ですね。

小島課長 先ほど言った最高裁の凡例の中では、最高裁に上告された方は、その販路を絶つことが、もうすでに憲法が規定している、検閲をしていること、表現の自由のほかに検閲は禁止されていますので、検閲していることになりはしないか、という主張もされています。その主張に対して、最高裁は明確に、それは検閲にはならないということで判断していますので、そういった部分で、ジャンルを絞った規制という点では問題がないのではないかなというふうに考えております。販路の部分で見ますと、現在も市内の自販機に納入している者は、これは必ずしも100パーセント把握出来るという状況にはありません。数社はもちろん把握出来ているのですけれども、ではこちらの何台か並んでいる自販機に

については、どこが実際の販売の実体だというのは、なかなか掴めない部分があります。これは自販機が設置されてからすでに30年くらいですが、入れ替わり立ち替わり、地主さんは一人なのですが、契約された土地の買い主、ここにどのような者が投げかけをして、どのような課の契約があって物を納めているのか、なかなか明確にルートがわからないという状況があります。私どもの条例は、届け出制を義務づけますので、設置している者も条例から一定の期間をおい中で届け出るということになりますので、その中である定度把握が出来るのではないかと。それを超えてなお、届け出がされない自販機が残るという場合には、また別の対応の方法で考えていかなくてはいけないというように考えています。

百瀬委員長 ありがとうございました。よろしいですか。それでは、事務局からは、ほかにごいませんか。それでは、以上で本日の予定の議題は終わりました。
以上で、8月の定例教育委員会を終了したいと思います。お疲れさまでございました。

午後3時00分に閉会する。

以上

平成19年10月23日

署 名

委 員 長 百 瀬 哲 夫

同職務代理者 丸 山 典 子

委 員 岡 本 た ま

委 員 村 田 茂 之

教 育 長 藤 村 徹

記 録 職 員 教 育 総 務 課
教育企画係長 青 木 実
